



誠実・正義・剛健

-学校だより-

令和5年5月9日 No. 3

発行 枚方市立中宮中学校

校長 古川 敦史

◇1学期スタートから1か月が経ちました◇



始業式からちょうどひと月たちました。始業式で皆さんにお話しした①時間を守る②掃除整頓をする③あいさつをするという3点について実践できていますか。この間の自身の行動を振り返ってみましょう。さて、GW（ゴールデンウィーク）はどう過ごしていましたか。連休中の5月5日は『こどもの日』でした。校区でもこいのぼりを飾っておられるお家がありました。『こどもの日』は、『兜』を飾ったり、『ちまき』を食べたり、『菖蒲』のお風呂に入るといった行事や習わしが行われる日です。すべての子どもたちが健康に育てられることを祈ったり、喜んだりする日で、それぞれの行事や習わしにそういった思いが込められています。学校では、先週5月2日に部活動入部がありました。それぞれの部活動でも、先輩たちが多くの時間をかけて大切に創り上げたり、引き継いできたことがあります。その中に込められた思いを受け継ぎながら、充実した活動にしていってください。



◇保護者の皆さまへ◇

先日の家庭訪問におきましては、ご協力とご対応いただきありがとうございました。学校といたしましても、保護者の皆さまとお会いして家庭での様子などをお聞きかせいただくことで、生徒理解をいっそう深める機会となりました。今後ともよろしく願いいたします。

また先週5/2（火）、今年度の部活動入部が行われました。本校では部活動の公式戦等において自転車を利用する機会がございます。すでにご存じの通り、大阪府では「大阪府自転車条例」により、自転車事故の備えと、被害者の救済を図る趣旨から自転車利用者（未成年者の場合は保護者）に対し、自転車を使用する場合の自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています。また、併せて令和5年4月1日より道路交通法の改訂に伴い、自転車運転時、ヘルメット着用が努力義務となっております。以下に条例、法律を掲載しますのでご確認をいただき、自転車の安全利用についてお子様とお話しいただく機会としていただければと思います。



《参考》・道路交通法 第63条の11

第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。